

森づくりのための新たな財源制度について

	頁
1 分担金及び負担金 -----	1
2 使用料 -----	1
3 手数料 -----	2
4 租税 -----	3
5 寄附金 -----	6
6 地域通貨 -----	7
7 市民ファンド -----	9
<参考>	
里山オーナー制度 -----	10
里山保全ワーキングホリデー -----	11
里山保全再生協定 -----	12

1 分担金及び負担金

分担金及び負担金は、国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者、その事業の必要を生じさせることとなった原因者その他その事業に特別の関係のある者に、その受益の限度において、徴収することができる。

【地方自治法第224条】

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(注) 法令により、地方自治法第224条の「分担金」と同種のことを「負担金」という場合がある。

【具体例】

- ① 土地改良法第90条（国営土地改良事業の負担金）
土地改良法第91条（都道府県営土地改良事業の分担金等）
（対象）事業によって利益を受ける者
- ② 道路法第61条（受益者負担金）
（対象）道路に関する工事に因って著しく利益を受ける者
- ③ 河川法第70条（受益者負担金）
（対象）河川工事により著しく利益を受ける者

2 使用料

使用料は、行政財産の目的外使用又は公の施設を利用するに当たって、その対価として、条例の定めるところに従い徴収することができる。

【地方自治法第225条】

普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

【具体例】

- 保健休養林施設（森林公園等）のレクリエーション施設等に係る使用料

3 手数料

手数料は、地方公共団体の事務で、特定の者に提供する特定の事務に対する対価として徴収することができる。

【地方自治法第227条】

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

【具体例】

- ① 行政書士試験手数料
- ② 狩猟者登録等手数料
- ③ 農業試験分析手数料 等

4 租 税

【租税とは】

国及び地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律又は条例の定めに基づいて国民又は住民から徴収する金銭

【根拠】

【地方自治法第223条】

普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

【地方税法第2条】

地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

【租税の体系】

別紙（5頁）のとおり

【租税の基本原則】

1 公平であること

様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて公平であること。

2 中立であること

税制度ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにすること。

3 簡素であること

税制度の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする。また、行政側のコストが過大とならないこと。

【地方税の特性】

- 1 負担分任性があること。
地方団体の行政に要する経費を住民が負担し合う税という性質がある。
- 2 地方団体の行政又は施設と関連性（応益性）があること。
地方団体の提供する行政サービスに応じて負担する税という性質がある。

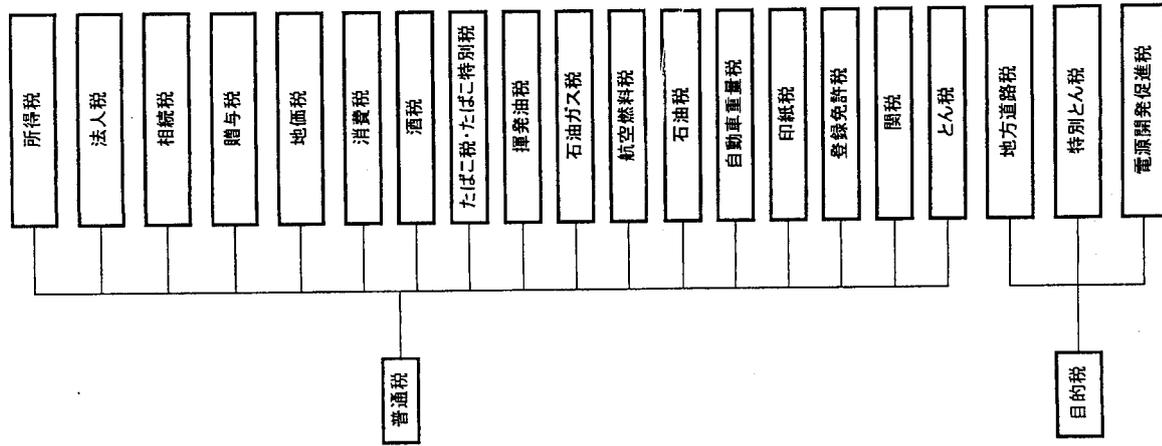
参考1 地方税法第4条

- 1 道府県税は、普通税及び目的税とする。
- 2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。
 - 一 道府県民税
 - 二 事業税
 - 三 地方消費税
 - 四 不動産取得税
 - 五 道府県たばこ税
 - 六 ゴルフ場利用税
 - 七 自動車税
 - 八 鉾区税
- 3 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。
- 4 道府県は、目的税として、次に掲げるものを課するものとする。
 - 一 自動車取得税
 - 二 軽油引取税
 - 三 狩猟税
- 5 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、目的税として、水利地益税を課することができる。
- 6 道府県は、第四項各号に掲げるもの及び前項に規定するものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

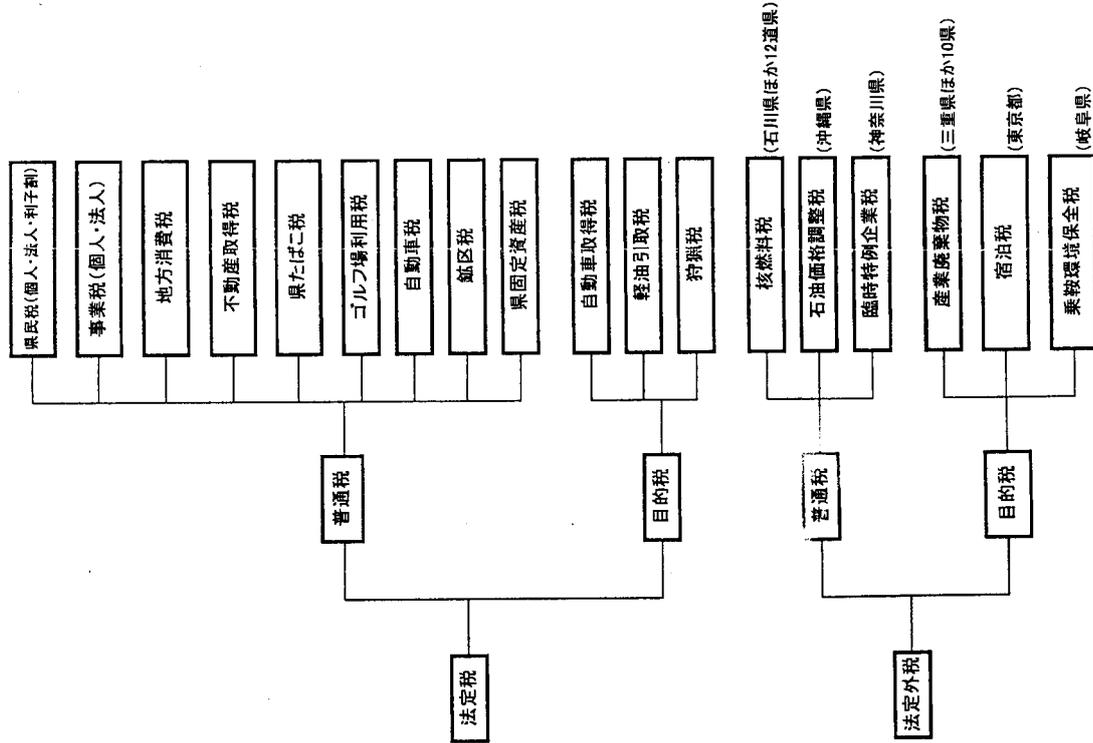
参考2 他県で施行されている森林環境整備等の財源としての税

- 1 高知県 森林環境税
- 2 岡山県 おかやま森づくり県民税
- 3 鳥取県 森林環境保全税
- 4 鹿児島県 森林環境税
- 5 島根県 水と緑の森づくり税
- 6 愛媛県 森林環境税
- 7 山口県 森林税
- 8 熊本県 水とみどりの森づくり税

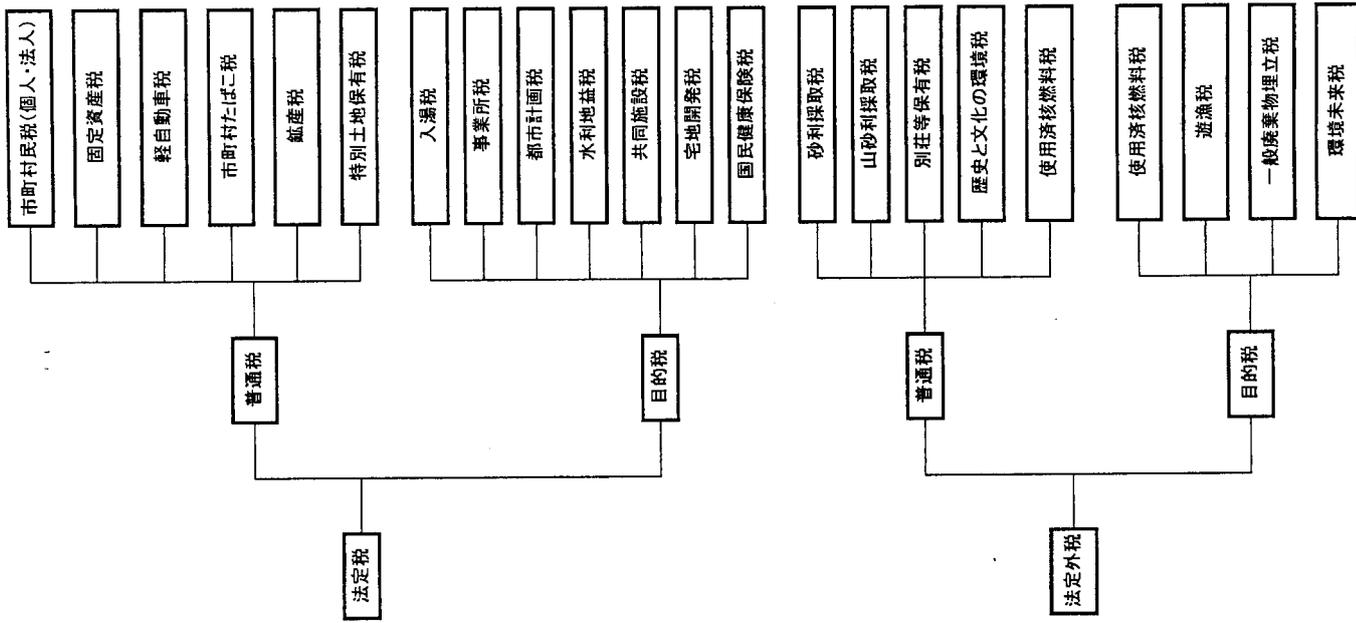
税の体系
【国税】



【都道府県税】



【市町村税】



6 地域通貨

【地域通貨とは】

「ある特定の地域、またはコミュニティの範囲に限り流通する利子のつかないお金」であり、これは当事者間の合意と約束によって成り立つものである。

【特徴】

- ① 限られた特定の地域、あるいは会員の中だけでの流通
- ② 環境保全や地域福祉、コミュニティの再生などの流通目的がある
- ③ 利子は付かず信用創造機能は働かない
- ④ 紙幣の発行だけでなく、通帳式、電子マネー形式等さまざまな発行形態が存在する

などが挙げられ、何らかの公共的あるいは社会的な目的にもとづいて発行され、その通貨を発行し流通させることで、ある目標の実現を後押ししたり、通貨の利用者に何らかの行動を起こさせることをねらいとし、単なる決済手段としてではなく、コミュニケーション・まちおこしのツールとしての役割が重要視されている。

【期待されるメリット】

- ① NPO、市民団体等は、
ボランティアなどで協力してくれた人に対して報酬を支払うことができるので、インセンティブ効果により今まで以上の参加が期待できる。
- ② 住民は、
ボランティアの対価として得られた地域通貨を受けとることで、商品やサービスを購入し実利を得ることができる。
- ③ 協力店は、
地域に対する貢献意識が高い個人客を引きつける集客効果が期待できる。
などが挙げられ、「人と人」、「人とモノ」、「モノとモノ」をつなぎあわせる様々なメリットが期待される。

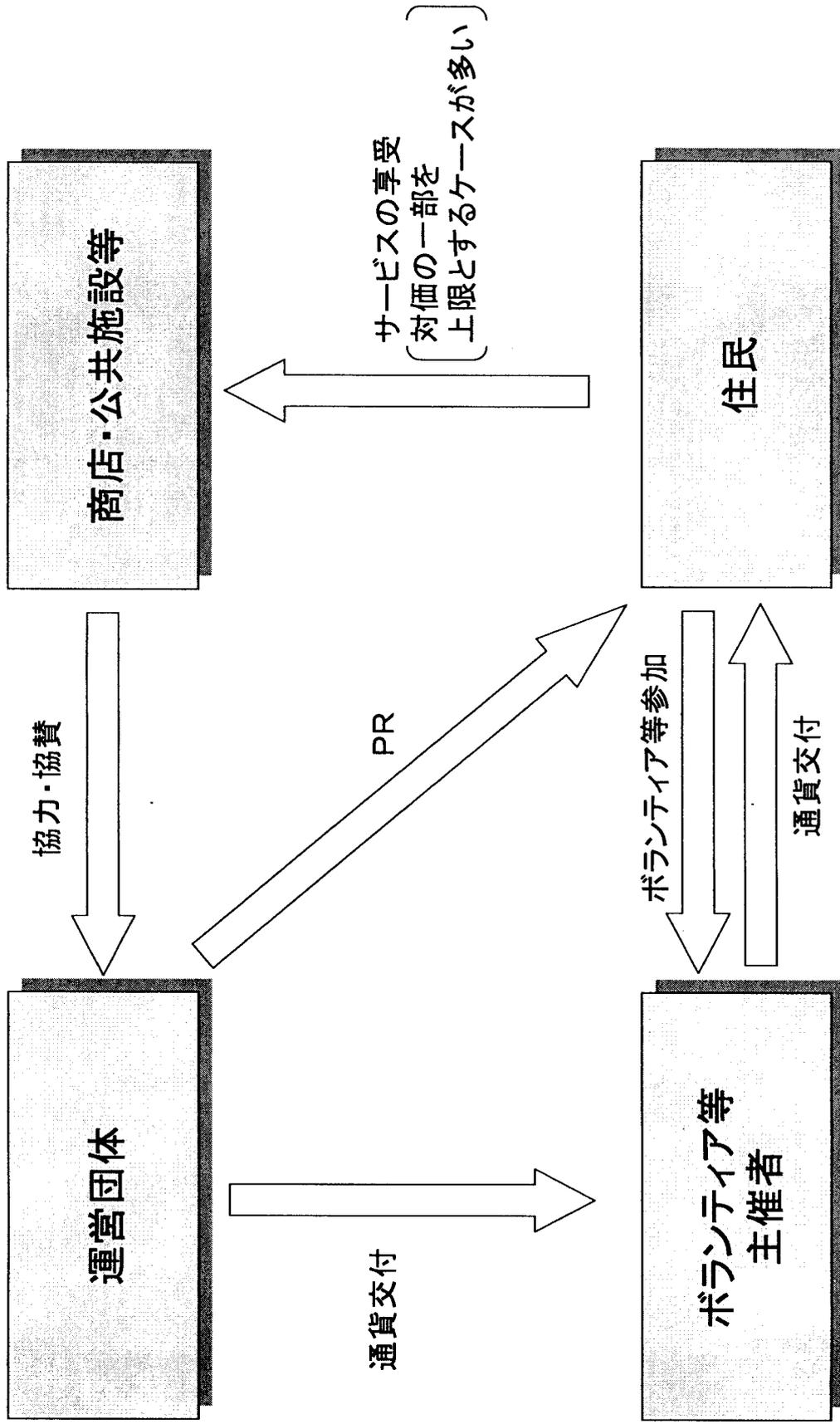
【具体例】

おぐにポイント（熊本県小国町）

都市部との交流を深めることを目的として、森林の枝打ち作業や炭焼き体験、農家におけるワーキングホリデー等への参加に応じポイントを付与。

町内の物販施設等で特典と交換可能。

■ 地域通貨のシステム概念



7 市民ファンド

ファンドという言葉の明確な定義はないが、ファンドの意味は、資本、基金、また、投資信託のことをさすことが多い。

市民ファンドの手法は、地域資源や特性を活かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営する形態となる。

出資者にとっては、

- ①自分の出資した事業が特定でき、当該事業の損益を享受する。
- ②出資金を超える損失を負担することはない。

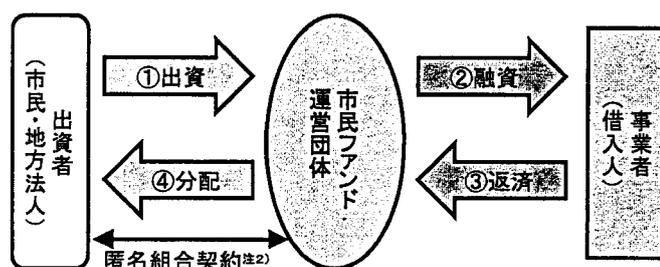
というメリットがある。

市民ファンドの特徴

・事業者が、自己資金や金融機関の融資等、従来の起業資金の調達方法のみに頼るのではなく、住民や地域の法人から広く資金を集める手法。

・住民の出資による資金を担保に、金融機関の融資を受けることも可能。

市民ファンドの仕組例



※2) 出資者が匿名組合員となり出資を行うが、その経営の一切を営業者に委ね、組合員はその利益分配を受け取る契約

【具体例】

NPO法人北海道グリーンファンド

市民の出資により再生可能なエネルギーをつくる風力発電施設を建設し、その買電収益を出資者に還元する事業を実施している。

これは、市民が自らのエネルギーを選択でき、環境保全に貢献し、さらに地域未活用資源の有効利用、地域経済の活性化などにもつながる活動としても評価されている。

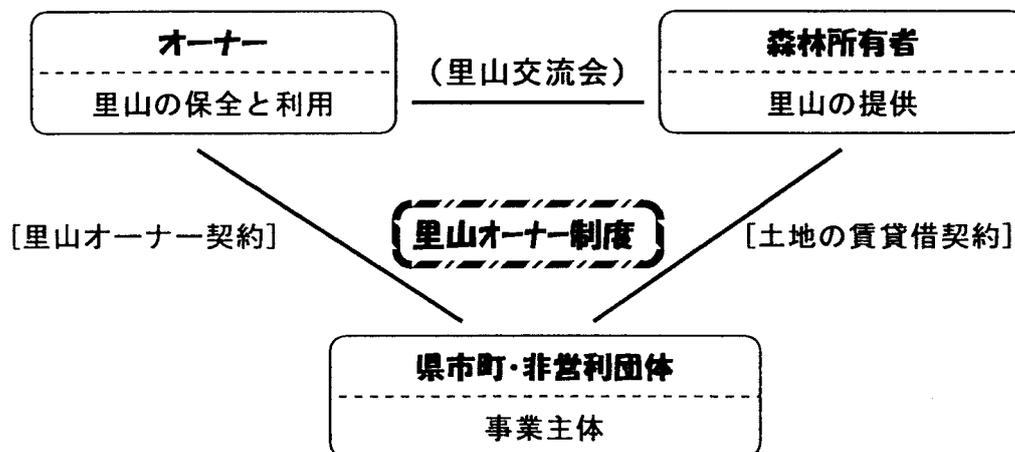
里山オーナー制度事業について

1 事業の目的

里山は古くより、人びとの生活と密接な関わりを持ちながら管理されてきたが、近年は放置されている里山が増えてきている。

その一方で、自然の中に安らぎを求め森の中で体を動かすなど、里山に興味を持ち、森づくりに熱意のある都市住民が増えている。

こうした中、「里山オーナー制度」事業は、市町等が森林所有者と都市住民との仲介役となり、里山を一定期間貸し出す制度である。



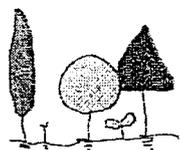
2 事業の実施状況

(平成16年度末)

- ・実施場所 金沢市及び小松市の2カ所で実施
- ・オーナー数 55名
- ・契約面積 5.6ha

(金額：千円、面積：ha)

区分	平成14年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度(計画)	
実施場所	金沢市北袋・折谷	金沢市北袋	小松市大野	金沢市北袋	小松市大野	金沢市北袋	輪島市金蔵
事業主体	石川県	石川の森づくり推進協会	小松市	石川の森づくり推進協会	小松市	石川の森づくり推進協会	石川フォレストオーナー会
事業費(補助金)	1,000 (500)	500 (250)	500 (250)	500 (250)	1,000 (500)	360 (180)	360 (180)
応募者数	53名	21名	10名	22名	9名		
オーナー数	22名	13名	5名	10名	5名		会自ら契約
契約面積	2.2	1.4	0.5	1.0	0.5	(1.0)	(1.0)
オーナー契約の概要	①年間利用料：1区画概ね1,000m ² あたり15,000円(輪島市金蔵を除く) ②利用期間：5年間の継続利用 ※石川フォレストオーナー会は、金蔵地区と直接オーナー契約し、森林整備を行う予定						



里山保全ワーキングホリデー

団体活動型里山保全ワーキングホリデーのごあんない

人との関わりの中で成り立ってきた里山は、もっとも身近な自然であり、多様な生きものが生息する場でした。でも里山は今、人の手が遠のいて荒れてきています。そこで、里山の保全再生や整備をボランティア活動によって楽しく実施していこうと、いしかわ自然学校のプログラムに「里山保全ワーキングホリデー」をとりいれました。合言葉は「生きものと笑顔があふれる里山を復活させよう！」です。「ノルマをこなす」のではなく、「楽しみながらまなぶ」多彩な活動を展開していこうと考えています。「里山保全ワーキングホリデー」には、「参加者募集型」と「団体活動型」があります。意義のある活動をしたいと考えている団体のみなさん、ふるさとの里山づくりに参加してみませんか？

- 対象：青少年関係団体、自然関係団体、ボランティア団体など、原則として20名～60名
- 活動の例：①雑木林の下刈りや間伐（春～秋） ②自然観察歩道づくり（春～秋）
③間伐材を活用したキノコの植菌（春～秋） ④竹林整備とタケノコ・山菜採取（春）
⑤クラフトや自然観察など（通年） ※活動内容はご相談に応じます
- 期 日：活動内容等と合わせて、指導団体（下記）と相談のうえ決定します
- 場 所：夕日寺健民自然園（金沢市夕日寺町）
- 参加費：無料
- 持ち物：弁当、飲み物、軍手（滑り止めがついているもの）、雨具、筆記具など
※道具、ヘルメットは用意します
- 服 装：活動しやすい服装（長袖・長ズボン、帽子）、履物は底の厚い靴など
- 指 導：いしかわり山保全活動リーダー会

- * 団体活動型の里山保全ワーキングホリデーは年間2団体の受入ができます。
- * そのほか指導者派遣制度もあります。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

参加者募集型の活動日

夕日寺：①5月22日(日) ②6月26日(日) ③9月25日(日) ④11月27日(日)
奥卯辰：①4月29日(金) ②10月2日(日)

—参加者の声—

- ・明るくきれいになった雑木林を見て、すごい達成感があった
- ・タケノコのおつゆがおいしかった！今度はキノコに挑戦したい



問い合わせ&申込先

石川県自然保護課 〒920-8580 金沢市鞍月1-1
TEL076-225-1477 FAX 076-225-1479

「里山保全再生協定」の概要

1 根拠

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成16年4月施行）で規定

(1) 県の役割

市町村又は県民等による里山の保全、再生及び活用に資する主体的な活動を促進するため、当該活動の拠点となる里山の整備、技術指導等を行う人材の育成、里山に関する情報の収集及び提供並びに普及啓発その他の必要な措置を講ずる

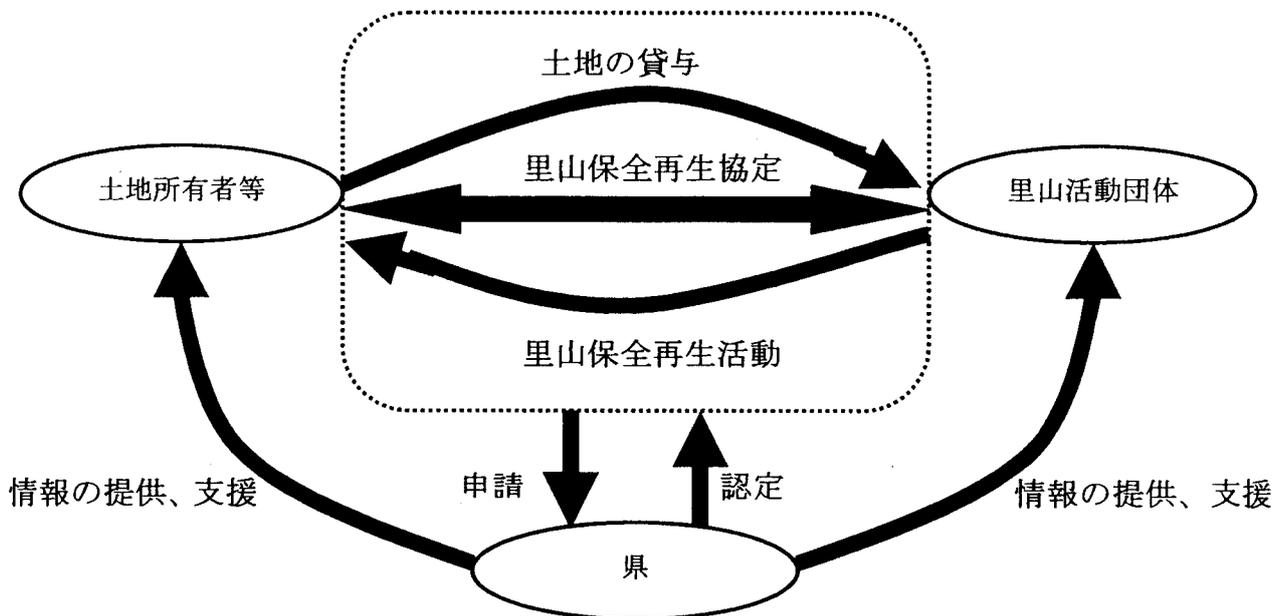
(2) 里山保全再生協定

里山活動団体は土地所有者等と里山保全再生協定を締結したときは、当該里山保全再生協定が適当である旨の知事の認定を求めることができる。

(3) 里山保全再生協定における県の役割

- ・ 里山活動団体の要請に基づき、里山保全等を図ろうとする土地所有者等に対し、当該里山活動団体の情報を適切に提供する
- ・ 認定里山保全再生協定に係る里山活動団体及び土地所有者等に対し、里山保全等に資する情報の提供、技術的な指導又は助言その他の里山保全再生協定に係る活動を支援するための必要な措置を講ずる（活動支援交付金、指導者派遣等の支援）

2 スキーム図



3 県の支援措置

(1) 里山保全再生協定活動支援交付金

- ・ 知事が認定した協定に係る里山活動団体への支援措置
- ・ 活動に必要な道具・物品類を対象に協定面積100㎡あたり3千円（30万円限度）

(2) 協定候補地調査とその結果の情報提供

(3) 里山活動団体に対する指導者の派遣、講習会の開催

(4) 協定対象地の境界調査、簡易実測など